

令和 6 年 (2024 年) 5 月 11 日

教育総務課

担 当：課長 川崎

内 線：3210 直通：0952-25-7398

E-mail：kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp

唐津商業高等学校で空調に係る電気料金の保護者負担分 について徴収誤りがありました

このたび、唐津商業高等学校で、空調に係る電気料金の保護者負担分について、徴収額を過少に算定していた、という事務の誤りがありました。

1 事案の概要

県立学校の空調に係る電気料金については、その一部を保護者に負担していただいています。

今回、唐津商業高等学校で当該負担金額を算定する際に、電気メーターに表示される使用電力量を誤って解釈し、本来の徴収額よりも約 58 万円（令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年分）過少に徴収していました。

2 発生原因

当該校に設置されている電気メーターは、上部に「×10」の記載があることから、保護者負担分の使用電力量を算定する際は、電気メーターに表示される数値に 10 を乗じる必要があったところ、誤って電気メーターに表示された数値をそのまま使用電力量としていました。

3 事案覚知後の対応

本日、唐津商業高等学校から保護者に対し、徴収額を過少に算定していたこと及び追加徴収額については、空調に係る電気料金等の保護者負担分を管理する空調会計の繰越金にて対応を行うことについて説明し、了承を得ました。

4 再発防止策

電気メーターに使用電力量の確認手順を貼り付けるとともに、複数の職員でチェックすることを徹底します。

裏面に続く

(参考) 電気メーター

